

～介護保険の認定を申請された皆様へ～

「在宅療養手帳」ご利用のお知らせ

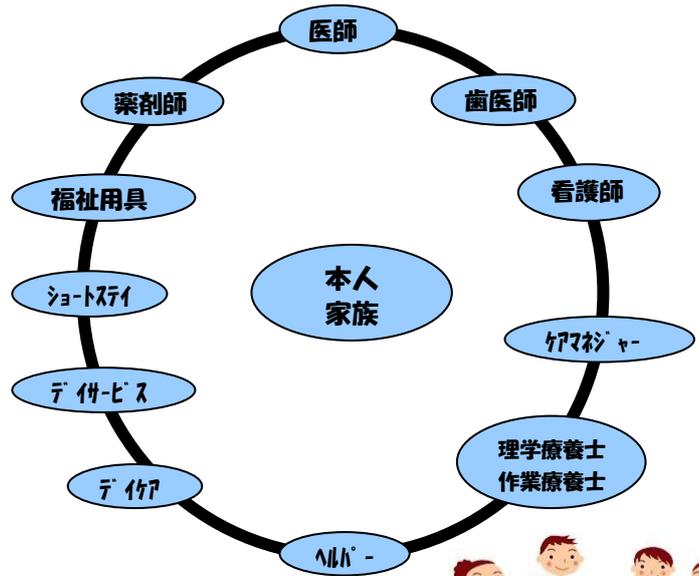
野洲市では、介護保険の認定をうけられた人を対象に、在宅療養手帳の利用を進めています。

在宅療養手帳って何？

高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅で生活が送れるよう、医療機関受診時や各種サービス等を利用した際、本人の情報や様子を記録する手帳です。

1冊の連絡ノートとして、本人だけでなく家族、医師、サービス事業所等、関わるすべての人が記入することで、本人の様子やサービス利用の経過などの情報を共有することができます。

本人の在宅生活を支える人々やサービス



※ 手帳の発行は無料です。

※ 手帳はご本人・家族の希望、承諾により発行します。

在宅療養手帳の発行を希望される場合は・・・

- ① 介護認定区分が決定したら、担当される介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。
- ② ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

高齢福祉課・地域包括支援センター
守山野洲医師会事務局（手帳発行元）

電話：588-2337

電話：582-4113

～在宅療養手帳のイメージ（抜粋）～

在宅療養手帳

この手帳は医療福祉医療サービスを利用するためのものです。
 本人・家族とサービスの実施機関が記録や情報を交換し、より快適な在宅生活をしていただく手助けをするための手帳です。
 サービスを利用するときは、必ず担当者にこの手帳を提示してください。

氏名

○緊急連絡先(家族用)

	氏名	続柄	TEL・FAX・携帯
1			
2			
3			

緊急時の連絡先を記入します。

○サービス利用状況

施設名	連絡先		サービス内容	開始年月日	終了年月日
	TEL	FAX			

介護サービスを受けて施設名や内容等を記入します。

月間予定表

平成 年 月

日	月	火	水	木	金	土

1か月の介護サービス（ヘルパー・デイサービス・訪問看護など）や受診の予定などを記入します。

日常生活動作スケール

歩行(屋外)	1. 普通 2. 杖や歩行器を必要とすれば歩ける 3. 歩行器を必要とすれば歩ける 4. 歩行器を必要とすれば歩ける
歩行(屋内)	1. 普通 2. 杖や歩行器を必要とすれば歩ける 3. 歩行器を必要とすれば歩ける 4. 歩行器を必要とすれば歩ける
階段の昇降	1. 普通 2. 杖や歩行器を必要とすれば歩ける 3. 歩行器を必要とすれば歩ける 4. 歩行器を必要とすれば歩ける
立位	1. 普通 2. 杖や歩行器を必要とすれば歩ける 3. 歩行器を必要とすれば歩ける 4. かなり介助されて立てる 5. 全面介助
ねがえり	1. 普通 2. なんとか自分で行える 3. 一部介助すれば歩ける 4. かなり手助けをすれば歩ける 5. 全面介助

日常生活（動作、食事、排泄や入浴など）の状況を記入します。

生活経過表

平成 年 月

日	曜日	食事	便	血圧	体温	脈拍	体重	入浴	その他
1									
2									
3									
4									
5									

ご家族や訪問看護師が毎日のご本人様の様子（食事・排泄・血圧・体温・入浴など）を記入します。

経過用紙

日付	本人の状態・訴え・指示・メッセージ・処置等	サイン

ご本人様に関わるすべての人が、ご本人様の状態（例えば、デイサービスやヘルパー利用時の様子や訴え）、医師の往診や訪問看護の処置、他の人に伝えておきたいこと

その他、

- ご本人・家族の状況
 - 人生の最終段階の希望
 - 介護保険の情報
 - 医療の情報（入院歴・受診状況）
 - 口腔の状況
 - お薬の情報や薬歴
- などを記入します。